

浜松学芸中学校・高等学校いじめ防止基本方針

いじめは、被害にあった生徒の人格や尊厳を踏みにじる行為であり、時として命に関わる事態に進展する可能性もある。「いじめは、どの子にも起こりうる」「どの子も被害者にも加害者にもなる」「いじめは見えにくいもの、発見されにくいもの」…。本校では、そうした危機意識を持って、これまでもいじめの未然防止・早期発見・早期対応に向けた取り組みをおこなってきたが、平成25年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」を受け、本方針を示すこととする。これは本校生徒の尊厳を保持する目的のもと、教職員と保護者、その他の関係者が連携し、いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

本方針はホームページで公表するなど、生徒・保護者にも周知を図る。

1. 基本的な方向

(1) いじめの定義

本校では、いじめ防止対策推進法第二条に則り、「いじめ」を次のように捉えることとする。

「いじめ」とは、当該生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等、当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等がおこなう心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じておこなわれるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているもの

(2) いじめの理解・考え方

生徒が、いじめ加害に向かう要因として大きいのは、「友人ストレッサー（ストレスの原因となる要因）」「競争的価値観」「不機嫌怒りストレス」の3つと言われている。ただし、そうした要因にプラスして、適当な相手（自分が勝てそうで、都合の良い口実・きっかけがある等）と、適当な方法（自分にとっては簡単で、大人に見つかりにくく、見つかっても言い逃れができそう等）がなければ、いじめ加害には及ばないと考えられている。代表的な加害行為は、からかい・いたずらや嫌がらせ・陰口や無視などで、個々の行為だけを見れば好ましくはないものの、「ささいなふざけあい」「日頃よくあるトラブル」ということになる。しかし、そうした行為をしつこく繰り返されたり、複数の者から繰り返されたりすることで、いらだち・困惑・不安感・屈辱感・孤立感・恐怖感等がつのり、時に死を選ぶほどに被害者が追い込まれることから、いじめを問題視していく必要がある。行為自体は違法・触法ではないことが多いため、気づかずに見過ごしたり、気づいても「よくあるふざけあい」等と判断して見逃したりしやすい。表に現れた物理的・身体的な被害の程度とは別に、表には現れにくい心理的・精神的な被害を問題にする姿勢が大切であり、「どんなささいな予兆も見逃さず対処する」という早期発見・早期対応の姿勢を重視していく必要がある。そのためには、日ごろから生徒の心の状態把握に努めることが大切である。また、発達障害・外国籍など特別な配慮が必要な生徒に対しては、その特性を踏まえた適切な支援・指導を行う。

しかしながら、いじめ行為の多くは「目に見えにくい」こと、被害者も加害者も短期間に大きく入れ替わることを考えれば、早期発見・早期対応に限界があるのも事実である。したがって、いじめの背景にストレスやストレッサー等が存在することに着目し、それらの改善を図ることで、きっかけとなるトラブルを減らしたり、エスカレートを防いだりする「未然防止」の取り組みに力を注ぐことが有効と考える。

2. いじめの防止等に関する対策

(1) 組織の設置

本方針の中核組織として「いじめ対策委員会」を設置し、以下の活動をおこなう。

- ①いじめの未然防止・早期発見・早期対応に関する取り組みの企画や実施
- ②取り組みが計画通りに進んでいるかどうかの確認や、学校評価による取り組みの効果・成果の検証
- ③本方針の見直しや改善

いじめ対策委員会の構成および内容		
構成員	委員長	学校長
	副委員長	副校長・教頭・生徒課長・教育相談係長
	委員	科長・部長・学年主任・生徒課教員
	特別委員	スクールカウンセラー (SC)・学校評議委員
会議の実施	・生徒課を中心とする小会議を原則隔週火曜日 7 時限目に実施する。 ・上記会議の報告に基づいて特別委員に連絡し、重大事態発生時等、必要に応じて全体会議を実施する。	

(2) 年間計画

週単位	生徒課会議（火曜 7 限） 各科・部・学年会議（水曜放課後等）
月単位	スクールカウンセラーとの情報共有（随時）
学期単位	いじめ等アンケート調査（7 月・12 月）
年単位	ネット安全教室（4 月）や大洋の会（5 月）での啓発 保護者面談（7 月）
学級単位	個別面談（中学は年間 2 回，高校は年間 3 回程度）

3. いじめへの対策

(1) 発見・通報を受けた時の対応

いじめに関する発見・通報を受けた場合には、「いじめ対策委員会」で組織的に対応する。事実関係の把握をおこない、被害にあっている生徒を守り通すとともに、加害の生徒に対して毅然とした態度で指導をおこなう。その際、謝罪や責任追及といった形式的な問題を重視することなく、被害・加害双方の生徒の社会性の向上や人格の成長等を主眼に置いて指導をおこなう。教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力を得るとともに、必要に応じて関係機関や専門機関と連携する中で対応を進めていく。特に触法性のあるいじめ加害行為については、浜松中央署生活安全課に相談する等、公的諸機関と連携した対応をおこなう。

(2) いじめられた生徒や保護者への支援

事実関係の聴取は、生徒のプライバシー等に配慮しておこなう。また、保護者の協力体制のもと、安全確保を最優先に考えて行動する。「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝え、不安感を取り除いたり、自尊感情を高めたりできるような支援をおこなう。親しい友人・教職員・家族の方々等と連携し、生徒に寄り添い支える体制をつくり出すよう努めるとともに、必要に応じて加害生徒を別室指導としたり、出席停止にしたりするなどの措置も考える。また、いじめが解消した後も、再発する可能性があり得ると考え、日常的に注意深く被害・加害生徒を観察することが必要である。

保護者に対しては、事実関係の判明状況に加え、加害の生徒や保護者の様子やいじめがあった集団の雰囲気等を適宜報告し、いじめへの早期対応の方向性や進捗状況について共通理解を図り、協働体制でいじめの早期解消を目指す。「いじめの解消」とは、①いじめに係る行為が 3 か月を目安に停止しており、②いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないことの 2 点が満たされるものとする。

被害生徒や保護者は、学校が加害側を指導すると「よりひどい状況に陥るのではないか」「報復があるのではないか」という心情になりやすい。いじめの早期対応における学校としての取り組みについて丁寧に説明し、そのねらいと効果はもちろんのこと、出来ることと出来ないこと、作用と反作用等をよく理解してもらったうえで対応にあたる。学校の体面保持ではないかと疑われるような一方的な働きかけは避け、納得づくりの支援を目指していく。

(3) いじめた生徒や、その保護者への指導・助言

一定の教育的配慮のもと、加害生徒からも事実関係の聴取をおこなう。加害生徒は、自らの行為に自覚がない場合も少なくないので、当該生徒が抱える問題等の背景にも目を向け、生徒の健全な人格の発達に配慮して自らの行為の責任を自覚するように働きかける。事実関係が判明したら、迅速にその事実を当該生徒の保護者に伝えて理解・納得を得たうえで、学校と連携して早期解消を目指す取り組みに協力するよう求める。最も憂慮すべきことは、いじめの継続や再発であり、この点については学校が組織的に対応し、当該生徒の保護者に指導・支援を継続する。いじめ加害に至った背景や事情は共感的に理解し、当該生徒や保護者の心理的な孤立感や疎外感が生じないよう配慮するが、いじめの行為そのものには毅然とした姿勢で対応する。別室指導・出席停止・進路変更等といった措置も視野に入れながら、当該生徒が自らの行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す。

なお、いじめの背景に心理的・環境的な要因が感じられた場合には、保護者の理解を得たうえで必要に応じて県教育委員会や外部の専門機関と情報を共有し、いじめ加害の背景の改善を目指す。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

いじめの行為そのものに関係していなくても、その事実を見たり聞いたりしていたと考えられる生徒には、事案に応じて最も適切な方法（個別の聞き取り・記述式調査等）で事実関係の聴取をおこなう。集団への働きかけにおいて最も効果のあげられる教職員を「いじめ対策委員会」で選び、その者を中心にいじめに同調する態度や、いじめの行為を誰かに知らせない姿勢は、いじめに加担したことと同じであることを理解させる。また、いじめの未然防止や早期解消にとっては、互いの個性を認め合い、望ましい人間関係の構築や健全な集団づくり等が最も大切であることを訴え、生徒が自発的にいじめ防止について考えるよう促す。

(5) ネット上のいじめへの対応

いじめ行為にネット上の不適切な書き込み等が含まれる場合は、書き込んだ人物の特定を早急におこない、ネット環境を提供した保護者の責任において書き込みを削除するよう強く要請する。書き込み主の特定に時間がかかったり、不特定多数の者からの書き込みがあつたりする場合は、被害の拡大を避けるためにプロバイダへの削除要請をおこなう。また、犯罪性のある書き込み等については、浜松中央警察署生活安全課に通報して援助を求める。

パスワード付きのサイトや SNS を利用したいじめについては、大人の目に触れにくく発見が困難なため、情報モラル教育を通じた未然防止に注力する。また、生徒にネット環境を提供している保護者への啓発活動を進め、生徒のインターネット利用に関する弊害等の知識を身につけてもらうとともに、保護者責任の意識を高揚するよう努める。

4. 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

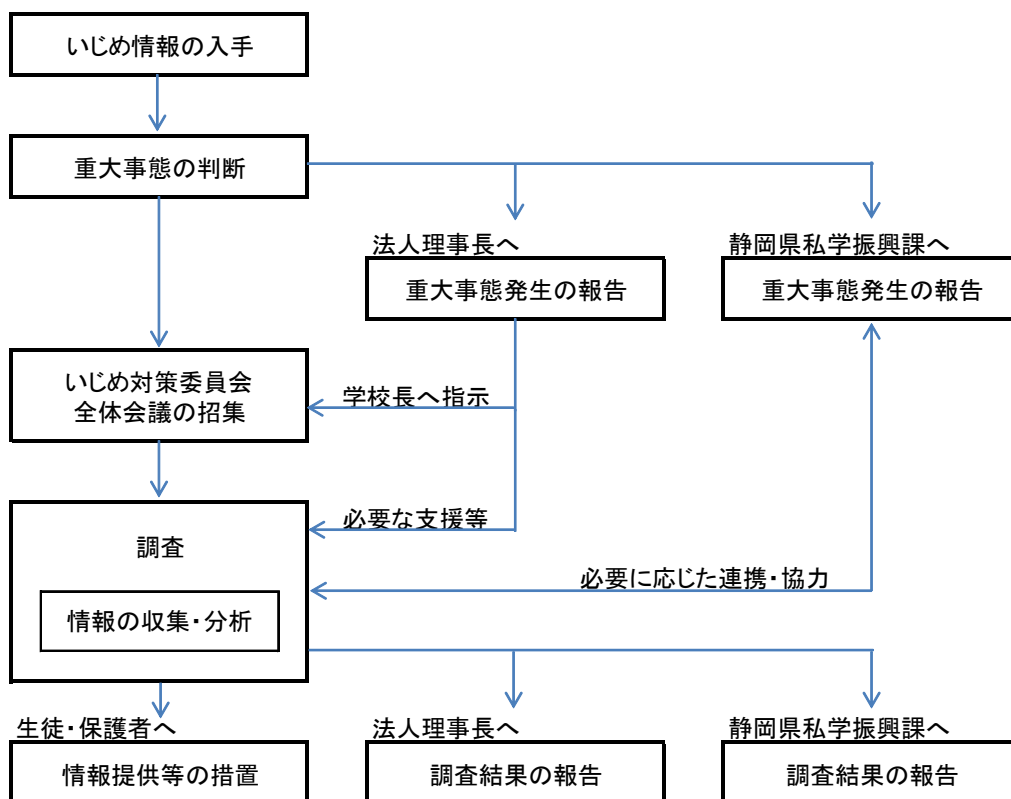
国および静岡県の「いじめ防止等のための基本的な方針」に基づき、重大事態とは下記のような場合をいう。

- ①いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - ・生徒が自殺を企図した場合
 - ・生徒が精神性の疾患を発症した場合
 - ・生徒が身体に重大な傷害を負った場合
 - ・生徒が金品等に重大な被害を被った場合
- ②いじめにより生徒が相当の期間（年間30日程度）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- ③生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき

(2) 対処の流れ

学校が重大事態を感知した場合、「いじめ対策委員会」を通じて、ただちに法人理事長および静岡県私学振興課に報告するとともに、法人理事長の指示を仰ぐ。

「いじめ対策委員長」（学校長）は、速やかに「いじめ対策委員会全体会議」を招集して、事実関係を明確にするための調査を開始する。委員長は、いじめを受けた生徒や保護者におこなう調査や情報提供を指示・監督し、特別委員の見立てや判断を生徒や保護者に適切に情報提供するとともに、調査結果は静岡県私学振興課を通して静岡県知事に報告する。



5. 附則

本方針は平成26年7月1日より運用する。

本方針は平成30年5月1日に改訂し、運用する。

本方針は令和8年5月1日に改訂し、運用する。